

新 秋 健 第 4 3 3 1 号

令 和 8 年 2 月 2 7 日

秋葉区自治協議会会長 様

新潟市長 中原 八一

(担当：秋葉区健康福祉課)

秋葉区における児童館設置（指定管理者制度の導入）について（意見聴取）

新潟市区自治協議会条例（平成 18 年条例第 74 号）第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

- 1 秋葉区における児童館設置（指定管理者制度の導入）について

(仮称) 秋葉区児童館における指定管理者制度の導入について

1. (仮称) 秋葉区児童館について

遊びを通してこどもの健全な育成を促し、心身の健康増進や情操を豊かにすることを目的に、児童福祉法に基づく児童館を新津健康センター内に設置する。

【施設概要】

施設名	(仮称) 秋葉区児童館
設置場所	新潟市秋葉区程島1979番地4(新津健康センター内)
運営形態	指定管理 ※令和9年3月31日までは業務委託
主要諸室	遊戯室、集会室、図書室、トイレ、学習スペース
休館日	年末年始(12月29日～翌年1月3日)
開館時間	平日：午後1時～午後7時 土・日曜日、祝日、学校の長期休校日：午前9時～午後7時

【主要諸室】



2. 指定管理者制度導入の理由

「新津健康センター」「新津育ちの森」とあわせて施設を一体的に管理し、民間活力を投入することで、次のようなサービス向上及び効率化が見込まれる。

- 民間のノウハウとネットワークにより新津健康センター、新津育ちの森、児童館を一体的に活用した新たな活動の実施
- 市民ニーズに応じた自主事業や高齢層、子育て世代との交流を活かした活動など
- 民間の知恵と改善による施設の包括的管理・保全及び経費の合理的、効率的運用

3. 指定管理期間

- 令和9年4月1日～令和14年3月31日(5年間)

■ 指定管理者制度と市直営の比較

	指定管理者制度	市直営
管理運営主体	民間事業者等の団体(個人除く)	新潟市
職員	指定管理者の職員	新潟市の職員 (委託の場合あり)
施設の使用許可	指定管理者が行うことができる	新潟市
リスク分担	協定書に基づく	新潟市が負担
設置者責任	新潟市	新潟市